

# 長野県森林づくり県民税に関する基本方針

【別紙】

平成 29 年 11 月  
(平成 31 年 2 月改正)  
長 野 県

## 森林づくり県民税活用事業

### 【補助率の設定】

森林整備（間伐等）事業：9/10、ハード事業（施設整備）：1/2、人材育成、里山整備利活用（森林整備事業を除く）：10/10（5年間の緊急措置）、それ以外のソフト事業：3/4を原則とする。

## 1 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備

### (1) 防災・減災のための里山整備

#### <必要性・独自性>

- 地球温暖化の影響等で局地的な豪雨等が増大する中、各地で頻発している土砂災害や流木被害等を防ぐための森林の整備は、人命、財産を守ることを使命とする本県にとって喫緊の課題。
- そのため、未整備の里山のうち、航空レーザー測量等の科学的知見を活用して、①山腹崩壊の危険度、②保全対象からの距離、③森林管理の状態の3つの視点から危険性が高い箇所を絞り込み※間伐を実施。
- 間伐材の搬出・利用が可能な場所においては、路網整備を含めて、当初から搬出を前提とした、間伐作業と木材の搬出作業を同時・一体的に行う搬出間伐を実施し、豪雨時に間伐材が流出する懸念を無くすことが必要。
- また、台風災害時に倒木による停電や通行止めが発生しており、安全・安心な県民生活のためにはこれらの倒木を未然に防ぐ取組が急務。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>防災・減災を目的とした里山の間伐（搬出間伐を含む）</li><li><u>道路や電線等の周辺森林の倒木を未然に防ぐための危険木伐採</u></li><li>間伐に必要な所有者の同意取得や境界明確化等</li><li>規模の小さな森林に対応するため、事業要件を見直し※</li></ul> ※見直し後の要件等 【里山整備事業】・1箇所当たりの整備面積：0.1ha以上 <ul style="list-style-type: none"><li>所有者との協定期間（現行20年）を10年間に緩和</li><li>道路沿い等で経費が割高になる場所は実態に合わせた適正な単価を設定</li></ul> 【境界明確化等条件整備】・1箇所当たりの面積要件なし <ul style="list-style-type: none"><li>条件整備実施後に間伐を実施する期限（現行翌年度）の上限を5年間に緩和</li></ul>
目指す成果 目標値	<ul style="list-style-type: none"><li>防災・減災のために必要不可欠な里山の間伐等 概ね <u>4,300ha 程度/5年間</u></li><li>※平成31年度以降国庫補助事業が活用できなくなることに伴う目標面積の減</li><li>安全が確保される主要なライフライン等 概ね <u>55箇所程度/5年間</u></li><li>県管理道路沿線の道路区域外の危険木伐採 概ね <u>15箇所程度/5年間</u></li></ul>
概算事業費	<ul style="list-style-type: none"><li>間伐等、里山の境界明確化等</li><li>事業費概ね <u>16.6億円程度</u>、うち森林税概ね <u>13.9億円程度</u></li></ul>

財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助率 9/10 で事業を実施（国庫補助事業の活用が可能な場合は、国庫補助事業を活用し、県が従来の補助率 7/10 を嵩上げて事業を実施。国庫補助事業が活用できない場合は、全額森林税で実施）</li> <li>規模の小さな森林など、30ha 以上の集約化が困難な場合は、国庫補助事業の対象外。</li> <li><u>従来県事業で実施してきている道路沿線の危険木伐採は道路区域内のもののみであり、道路区域外の立木は対象としていない。</u></li> </ul>
----	--

※ 防災・減災のために必要不可欠な里山の間伐等については、①、②、③の3つの視点で実施箇所を絞り込むことを基本とするが、森林の状況や市町村の意向等、現地の状況に応じて、絞り込んだ箇所と周辺森林の一体的な整備にも対応することとする。

※ 危険木の伐採については、保全対象の重要性及び倒木が発生した場合の保全対象への影響を勘案して実施箇所を決定するとともに、電力会社等との連携により効率的・効果的な対策に努めることとする。

## (2) 河畔林の整備

<必要性・独自性>

- 一級河川区域（官地）内の立木は、洪水流下の阻害や流出して橋梁に引っかかるなど、氾濫の原因となるため、河川管理者の責務として県が伐採しているが、河川区域外の河川保全区域（民地）等の立木（河畔林）は、所有者による手入れが不十分で間伐がなされておらず、細く倒れやすい木が密生し、豪雨時に倒れ、橋梁部で川をせき止めるなど、水害の発生要因となる恐れ。
- 新たに河畔林の除間伐を行うとともに、準用河川での除間伐を支援することで、水害発生を防ぐとともに、豊かな自然と美しい景観育成への効果も期待。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が管理する一級河川の区域外（民地）のうち、防災効果が高い箇所での河畔林の除間伐</li> <li>市町村が管理する準用河川区域及びその周辺の民地のうち、防災効果が高い箇所における除間伐への支援</li> </ul>
目指す成果 目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災強化が必要な河畔林のうち、流出危険性の高い立木の多い箇所や、下流が宅地化しているなど、災害時の危険性が特に高い箇所を集中的に実施。（県管理河川 概ね 45 箇所程度/5 年間、市町村管理河川 概ね 75 箇所程度/5 年間）</li> </ul>
概算事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>県・市町村管理河川の河畔林除間伐 事業費概ね 6.0 億円程度、うち森林税概ね 5.6 億円程度 〔うち市町村分概ね 3.4 億円程度〕</li> </ul>
財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで実施してきた県単独事業（河川維持事業）は、河川区域内（官地）の立木・流木処理のみであり、治水上支障となる可能性の高い河川沿い（民地）の立木の除間伐は対象外。</li> <li>類似の国庫補助事業はない。</li> </ul>

## (3) 県民協働による里山の整備・利用

【省略】

2～3

【省略】

#### 4 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用

(1) ~ (3)

【省略】

#### (4) 観光地の景観整備

<必要性・独自性>

- ・ 本県は、観光を軸とした地域経営の体制を整備することにより、県内観光業の「稼ぐ力」を高めて雇用や移住に結びつけ、世界と競争できる「観光大県づくり」を推進。
- ・ 本県が目指す世界水準の山岳高原リゾート構築のためには、本県の強みである豊かな森林資源を活かした観光地の魅力向上が不可欠。
- ・ 地域の景観に合致した間伐の実施、街路樹の整備等や、地域の特性・ニーズに合わせた、間伐、除伐、竹林整備等が必要。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 山岳高原リゾートを形成する観光地周辺の街路等において、景観形成のための街路樹の整備・植樹を実施</li><li>・ 道路沿線、公園周辺等における地域の景観に合致した間伐、除伐、竹林整備等を支援（<u>松くい虫枯損木の処理を含む</u>）</li><li>・ 巨樹・古木などの天然記念物の保護活動を支援</li></ul>
めざす成果 目標値	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 街路樹等の整備を行う街路延長 概ね延べ40km程度/5年間</li><li>・ 地域の景観に合致した間伐等 概ね110ha程度/5年間</li></ul>
概算事業費	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 街路樹等の整備、道路沿線・公園周辺等における間伐等 事業費概ね2.2億円程度、うち森林税概ね2.1億円程度 〔うち市町村分概ね0.4億円程度〕</li></ul>
財源	<ul style="list-style-type: none"><li>・ これまで、県単独事業（道路橋梁維持修繕費）として、標識や信号が見えにくい箇所や車両損傷の恐れがある箇所等について、緊急性を勘案して、街路樹の整備等を実施してきたが、観光地の景観形成のための街路樹の整備・植樹による長野県らしい森林・緑づくりは新たな取組。</li></ul>

#### (5) 森林セラピーの機能向上

【省略】

5 ~ 6

【省略】